

TOKYO働き方改革宣言

柔軟な働き方ができる職場の環境整備を図るとともに、
不要な長時間労働を是正し、仕事の適正化と効率化を
図っていく。

平成30年2月28日

早瀬篤志税理士事務所

目 標

働き方の改善

時間外労働一人あたり月平均20時間以下を目指す。

休み方の改善

健康な生活を送れるよう、積極的に休暇を取得できる
環境を作り、年次有給休暇の取得をしやすい職場を目
指す。

取 組 内 容

働き方の改善

社員がより効率的に働くことができる職場環境を作るた
め、定期的なミーティングを実施する。

休み方の改善

労働者の生活時間を確保するため、従業員の休暇取得を促
し、また管理職も率先して休暇をとる。